

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年6月22日
(平成30年5月受付分)



平成30年5月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、6件でした。今回は(独)国民生活センターの報道発表資料を情報提供します。

◆「お試し」のつもりが「定期購入」に!?

事例：

スマートフォンの通販サイトに「男性用化粧品セット500円」との表示があったので、お試しのつもりで注文した。届いた商品に同封されていた払込票で、コンビニで代金を支払った。

後日、また商品が届いたので、驚いてサイトを確認したら「4回の定期コース」と書いてあり、2回目からは代金が8,000円となっていた。

注文した時は表示について何も確認していない。高校生であり、2回目以降の代金は高額で払っていけない。(当事者：10歳代・男性・学生)



※消費者庁イラスト集より

✓ アドバイス

●ホームページ等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、数か月間の定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品の通信販売に関する相談が多く寄せられています。

●商品を注文する際には、とくに申込みの最終確認画面で、定期購入が条件となっていないか、定期購入が条件となっている場合はその期間や支払うこととなる総額などの契約内容をしっかり確認しましょう。また、最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして、契約内容を記録しておきましょう。

●インターネット通販をはじめ通信販売では、クーリング・オフ制度はなく、広告に表示された「解約・返品できるかどうか」「解約・返品できる場合の条件」などに従うこととなります(表示がない場合は、商品が届いてから8日間以内であれば、消費者の送料負担で返品が可能です)。

●困ったときは、一人で悩まず、消費生活センターへ相談しましょう。

※(独)国民生活センター 報道発表資料「お試し」のつもりが「定期購入」に!?第2弾より抜粋。

年齢	相談内容
18	Q：未成年の娘が、ネットでTシャツとズボンを注文したところ、注文を受け付けたメールが届いたが、止めたい。どうすればよいか。 A：ウェブサイトには「返品不可」と書かれていれば返品的主張は難しく、また、小遣いの範囲内と考えられる場合は、未成年者契約の取消しは認められません。商品を注文する前に契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

LINE@で情報発信します！

アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

ひとりで悩まず、まず相談!!

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)